

埋蔵文化財発掘の届出等の提出にあたって

◎御準備いただくもの

- (1) 埋蔵文化財発掘の届出：正副2部
- (2) 試掘調査依頼書・承諾書・誓約書：1部（試掘調査が必要な場合）
- (3) 添付図面（A4サイズ）：2部あるいは3部
 - ・案内図（土地の位置や道順がわかるもの）
 - ・公図の写し（土地の地番がわかり、その範囲を明記したもの）
 - ・配置図（建物等の位置がわかるもの）
 - ・平面図（土木工事等の設計図面）
 - ・断面図／立面図／矩計図（設計図面で、地表下への掘削内容がわかるもの）



☞ いずれも(3)添付図面一式を添付してください

◎御提出にあたって

(1) 提出期限

新築工事・建替え工事等の本体工事着工の60日前まで

※ ただし、書類の準備ができ次第、速やかに御提出ください。

※ 新築工事・建替え工事等に「解体工事」は含みません。しかし、解体工事中、基礎を外す段階で、職員の立会を希望しますので、御協力をお願いします。

(2) 試掘調査の条件

試掘調査は更地の状態で行います。コンクリート敷きや物置小屋等が残っていると試掘できません。事前に必ず撤去してください。

(3) 近隣への周知

市では、試掘調査に先立って近隣住民への周知・挨拶は行いません。必要な場合は、試掘調査依頼者あるいは代理人等が行ってください。